

合志市公告第 30 号

別紙のとおり、第5次合志市男女共同参画推進行動計画策定業務委託に関するプロポーザル実施要領に基づき、公募型プロポーザルを実施する。

令和8年4月1日

合志市長 荒木 義行



**第5次合志市男女共同参画推進行動計画策定業務委託に  
関するプロポーザル実施要領**

**令和8年4月**

**合志市総務部総務課**

## 目次

1	目的	P1
2	業務の概要	P1
3	プロポーザルにより受託候補者を選定する理由	P1
4	プロポーザルの参加資格要件	P1
5	日程	P2
6	事業者の公募	P2
7	質疑書の提出及び回答	P2
8	プロポーザルの実施方法	P3
9	参加申込み後のプロポーザル参加の辞退	P3
10	提案方法	P3
11	評価方法及び評価基準	P5
12	失格事項	P6
13	審査結果の通知及び公表	P6
14	契約に関する基本事項	P6
15	その他の留意事項	P6
16	プロポーザルに関する連絡先	P6

# 第5次合志市男女共同参画推進行動計画策定業務委託に関する プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、合志市（以下「本市」という。）が「第5次合志市男女共同参画推進行動計画策定業務」（以下「業務」という。）を委託するにあたり、受託を希望し、かつ、業務を行う能力を有する民間事業者の中から、より本市の求める業務を遂行できる最も適した民間事業者（以下「受託候補者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 第5次合志市男女共同参画推進行動計画策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「第5次合志市男女共同参画推進行動計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月5日まで
- (4) 見積限度額 3,646,500円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 プロポーザルにより受託候補者を選定する理由

本業務は、多様化・高度化する社会にあって、本市において豊かで活力ある地域をつくるため、誰もが人権を尊重され、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会実現のための策定を目的とする。したがって、業務の遂行にあたっては、業務を理解し、高度な創造性、高度で専門的な技術、豊富な経験、実績を有する民間事業者の支援が必要であり、そのため公募型プロポーザル方式によって受託候補者を選定する。

## 4 プロポーザルの参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4<sup>(※)</sup>の規定を準用し、該当しないこと。

～※地方自治法施行令第167条の4～

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- ②本市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ③国税、都道府県税、市町村民税に未納がないこと。
- ④過去5年間に、地方公共団体の男女共同参画推進行動計画策定等類似の業務実績を有すること。

## 5 日 程

手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
実施要領の公表	令和8年4月1日(水)	本市ホームページによる公表
質疑書の提出	令和8年4月15日(水)まで	総務課へFAXまたは電子メールで提出
参加申込書の提出	令和8年4月22日(水)まで	総務課へ持参または郵送で提出
企画提案書の提出	令和8年5月7日(木)まで	総務課まで持参又は郵送により提出
書類・面接審査	令和8年5月14日(木)	合志市役所
受託候補者決定	令和8年5月20日(水)	受託候補者決定通知による
審査結果の公表	令和8年5月20日(水)以降	本市ホームページによる公表

※この日程は、本要領の公表日における予定であり、都合により変更する場合があります。

## 6 事業者の公募

### (1) 実施要領の公表等

実施要領、提出様式及び仕様書は、本市ホームページからダウンロードにより取得するか、総務課で直接受け取ること。

### (2) 参加の申込み

プロポーザルに参加する者は、次により「参加申込書(様式1)」を提出すること。

#### ①提出方法

総務課まで持参又は郵送(申込期限までに到着するものに限る)による。

※郵送中の事故に伴う損害に関して本市は一切の責任を負わない。

#### ②申込期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月22日(水)まで

(受領時間: 8時30分から12時まで及び13時から17時まで)

#### ③添付書類(各1部)

(ア) 登記事項証明書(参加申込日から3ヶ月以内に発行されたもの。写し可)

法務局が発行する「履歴事項全部証明書」

(イ) 国税の納税証明書(参加申込日から3ヶ月以内に発行されたもの。写し可)

管轄の税務署で発行する「納税証明書(その3の3)」

※「法人税」「消費税及び地方消費税」の未納の税額がないことの証明

(ウ) 印鑑証明書(参加申込日から3ヶ月以内に発行されたもの。写し可)

法務局が発行する法人の「印鑑証明書」

## 7 質疑書の提出及び回答

本要領及び仕様書等に対する質疑がある場合は、次により「質疑書(様式2)」を提出すること。

### (1) 提出方法

総務課へFAX又は電子メールによる。

(F A X) 0 9 6 - 2 4 8 - 1 1 9 6

(電子メール) [soumu@city.koshi.lg.jp](mailto:soumu@city.koshi.lg.jp)

※F A X・電子メールの送受信に起因するトラブルについて、本市は一切の責任を負わない。

(2) 提出期間

令和8年4月15日(水) 17時まで

(3) 質疑に対する回答

当該質疑に対する回答は、質疑者の名称などを匿名化して、一括して全ての参加申込者に対し、電子メールで送信する。また、本市ホームページへの掲載による公表を行う。

## 8 プロポーザルの実施方法

プロポーザルにおける審査及び受託候補者を選定するため、「第5次合志市男女共同参画推進行動計画策定業務事業者選考プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、審査する。

## 9 参加申込み後のプロポーザル参加の辞退

参加申込書を提出した者で、プロポーザルの参加を辞退するときは、企画提案書等の提出期限日の前日までに「プロポーザル参加辞退届(様式3)」を総務課まで持参又は郵送により提出すること。(受領時間:8時30分から12時まで及び13時から17時まで)

## 10 提案方法

(1) 提出書類

- ①企画提案書(表紙)(様式4)
- ②本市の特性を踏まえた第5次合志市男女共同参画推進行動計画に関する提案書(任意様式)
- ③作業スケジュールおよび業務実施体制に関する提案書(任意様式)
- ④見積書(見積金額の内訳書)(任意様式)
- ⑤会社概要書(様式5)
- ⑥業務実施体制書(様式6)
- ⑦業務経歴書(様式7)

(2) 提案内容

- ①本市の特性を踏まえた第5次合志市男女共同参画推進行動計画に関する提案書(任意様式)(前記(1)-②)

計画策定にかかる次の項目を参考に、これまでの合志市男女共同参画推進行動計画の内容や関係施策の推進状況に対する評価等を踏まえながら、第5次合志市男女共同参画推進行動計画(以下「第5次行動計画」という。)期間に本市がとるべき施策の方向性について提案する。

- (ア) 令和7年度合志市男女共同参画に関する市民意識調査に基づく実態把握や分析方法、課題等の提案方法
- (イ) 内閣府をはじめ国の機関及び熊本県等の施策の現状と課題を踏まえた上での本市における計画策定の手法
- (ウ) 計画に関連する基礎数値や資料及び現状分析等に係る支援業務の具体的内容
- (エ) 計画原案作成に係る支援業務の具体的内容
- (オ) 第5次行動計画策定に係るワークシート等作成支援業務の具体的内容
- (カ) 計画内容を審議する合志市男女共同参画推進懇話会等の運営に係る支援業務の具体的内容 【参考】合志市男女共同参画推進懇話会3回程度及び庁内作業部会2回程度
- (キ) その他（貴社が受託した場合の本市のメリットや、貴社が業務を遂行する際のアピールポイント等）

【閲覧資料】

「第4次合志市男女共同参画推進行動計画 パートナーシッププラン・こうし」

※本市ホームページの「子育て・教育・文化」→「人権・国際交流」→「男女共同参画」→「パートナーシッププラン・こうしの策定について」からダウンロード可。

②作業スケジュールおよび業務実施体制に関する提案書（任意様式）（前記（1）-③）

本業務に関する具体的なスケジュール及びそれぞれの行程における人員配置等の事業実施体制を示すこと。

③見積書（見積金額の内訳書）（任意様式）（前記（1）-④）

提案内容の実施に要する費用を記入し、積算根拠となる見積金額の内訳書を添付すること。内訳書は、事務区分、業種、種別、細別まで記載すること。また、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(3) 提出部数

8部（正本1部・副本7部）

※1部ずつA4版縦型ファイルに長辺とじとする。

(4) 提出方法

総務課まで持参又は郵送による。

（受領時間：8時30分から12時まで及び13時から17時まで）

(5) 提出期限

令和8年5月7日（木）午後5時 必着

郵送又は持参にて提出すること。（郵送の場合は、期限内に必着）

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(6) その他

- ①提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。
- ②提出書類は返却しない。
- ③提出書類は、合志市情報公開条例に基づく開示請求により、開示する場合がある。
- ④提出書類の作成費、運搬費等の諸費用は、提案者の負担とする。
- ⑤市は、提出書類を選定委員会の審査以外に提案者に無断で使用しない。

## 1.1 評価方法及び評価基準

### (1) 評価方法

選定委員会において、提案者からの企画提案書類及び面接（プレゼンテーション）による審査を行う。

#### ①面接審査（プレゼンテーションの審査）

##### ア) 実施期日

令和8年5月14日（木）予定

##### イ) 会場

合志市役所内 ※具体的な時間及び会場は後日通知

##### ウ) 出席者

3名以内。プレゼンテーションは本業務の担当予定者等が行うこと。

##### エ) 提案及び説明時間

企画提案書に基づき、1社30分以内のプレゼンテーションを行う。（プロジェクター等を使用する場合は、準備・撤収等含め企業提案20分以内。質疑応答10分以内。プロジェクターとパソコンは提案者が用意。）

### (2) 評価基準

評価項目	評価内容	配点
①業務遂行能力、保有技術力	業務スケジュールが適正か。	5
	業務遂行にあたって、十分な体制を有しているか。	5
	類似業務の実績が豊富で、業務の確実な実施が期待できるか。	5
	調査について専門性を有し、調査手法及び結果の解析方法は適正か。	5
②提案内容の妥当性、新規性、創造性、実現性	業務の仕様を的確に理解した上での提案になっているか。	10
	提案内容が具体的で実現性があるか。	10
	適切な情報収集・分析の視点は的確か。	10
	男女共同参画の現状と展望について、国・県・市の動向を踏まえ、的確に把握しているか。	10
	本市の男女共同参画に関する施策について、現状と課題を的確に把握しているか。	10
	合志市男女共同参画推進懇話会、パブリックコメント等の支援は適切であるか。	5
③見積金額及び費用積算根拠の妥当性	事業金額が適正な見積となっているか。	10
④プレゼンテーションの的確性	企画提案書の内容をよく補完して説明しているか。	5
	質問に対する応答が明快で、かつ迅速であるか。	5
	積極的に取り組む意欲が感じられるか。	5

※配点は、選定委員一人当たりのものとする。

## 12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、当該提案者を失格とし、その提案は無効とする。

- (1) 見積金額が上記2(4)で示した見積限度額を超過するもの
- (2) 本要項に適合しないものを提出した場合
- (3) 審査委員又は事務局に不正な接触を行った場合
- (4) 提案の際に虚偽の記載及び表現をした場合

## 13 審査結果の通知及び公表

選定委員会の審査結果は、全提案者に通知する。併せて本市ホームページへの掲載により公表する。

## 14 契約に関する基本事項

### (1) 契約締結

プロポーザルにより決定した受託候補者を相手方として、委託契約締結に向けた協議を行い、協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

なお、本市と受託候補者の協議が不調に終わり、契約締結に至らない事態となった場合には、選定において総合評価点が高かった事業者から順に委託契約に向けた協議を行うこととする。

### (2) 支払条件

業務完了時の一括払いとする。

## 15 その他の留意事項

- (1) 参加を辞退したことにより、今後、それを理由とした不利益な取扱いを行わない。
- (2) 提案者が1社であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者として決定する。
- (3) 決定した受託候補者と協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。
- (4) 提案者は、受託候補者決定後、プロポーザルに係る要領等の内容について、又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 業務遂行にあたっては、適宜実務担当者が来庁し、本市と緊密に協議すること。

## 16 プロポーザルに関する連絡先

〒861-1195 熊本県合志市竹迫2140番地  
合志市役所 総務部 総務課 総務・男女共同参画班 担当：樋口・村中  
電子メール soumu@city.koshi.lg.jp  
TEL 096-248-1112 (直通)  
FAX 096-248-1196 (代表)